

特定計量器定期検査について

特定計量器の定期検査が令和5年6月2日付け栃木県告示227号によって次のとおり実施されますので必ず検査を受けてください。

検査を受けないで取引・証明に使用すると計量法により罰せられることがあります。

検査年月日	検査時間	検査場所
	10時から15時まで (12時から13時は除く)	小山広域クリーンセンター (小山市塩沢604)

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名又は名称

代表者の氏名

電話番号

〒

(印鑑不要)

種類	能力	1個当たり 手数料	数	分銅 おもり	数	手数料	備考
天びん		500円		10円		円	
棒はかり	定量おもりを含む	260					
等比皿はかり		500		10			
不等比皿はかり		500		10			
台はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500		10			
	” 250kg ”	900		10			
	” 500kg ”	1,500		10			
	” t ”			10			
	” t ”			10			
手動指示併用はかり		500		10			
手はかり		250					
ばね式指示はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500					
	” 250kg ”	900					
	” 500kg ”	1,500					
	” t ”						
電気式はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	1,400					
	” 250kg ”	1,800					
	” 500kg ”	2,200					
	” t ”						
	” t ”						
電気式はかり(手数料2倍)	ひょう量 100kg 以下のもの	2,800					
	ひょう量 以下のもの			10			
	ひょう量 以下のもの			10			
皮革面積計		2,500					
合計						円	

No.

注意

- 集合検査は晴雨等にかかわらず行います。
- この用紙と手数料及び受検器物を持参してください。
- 目盛（最小表示値）の1万倍がひょう量（最大計量値）を超えるものは、手数料が2倍になります。
- 分銅・おもりは1個につき10円とし、はかりの手数料に加算されます。

定期検査申請書

栃木県知事 様

栃木県収入証紙
貼付欄
消印はしないこと

令和 年 月 日

申請者

住 所

氏名 又は 名称

代表者の氏名

電話番号

〒

(印鑑不要)

種類	能力	1個当たり 手数料	数	分銅 おもり	数	手数料	備考
天びん		500 円		10 円		円	
棒はかり	定量おもりを含む	260					
等比皿はかり		500		10			
不等比皿はかり		500		10			
台はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500		10			
	” 250kg ”	900		10			
	” 500kg ”	1,500		10			
	” t ”			10			
	” t ”			10			
手動指示併用はかり		500		10			
手はかり		250					
ばね式指示はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	500					
	” 250kg ”	900					
	” 500kg ”	1,500					
	” t ”						
電気式はかり	ひょう量 100kg 以下のもの	1,400					
	” 250kg ”	1,800					
	” 500kg ”	2,200					
	” t ”						
	” t ”						
電気式はかり(手数料2倍)	ひょう量 100kg 以下のもの	2,800					
	ひょう量 以下のもの			10			
	ひょう量 以下のもの			10			
皮革面積計		2,500					
合	計					円	

No.

- 分銅・おもりは1個につき10円とし、はかりの手数料に加算する。
- 最小の目盛（感量）がひょう量の1万分の1未満にあっては、該当する手数料の2倍の料金とする。